

## 【所属職員に感染疑い者及び感染者が発生した場合の対応について】

### (感染疑い者が発生した場合)

- 市職員がPCR検査を受ける場合は、本人から所属長に報告
- 所属長から所属部長（各総合支所長等）及び健康推進課長に報告
- 所属課で業務終了後、健康推進課又は保健福祉課の指導を受け、次亜塩素酸ナトリウム 0.05%の環境消毒を実施

### (感染症者が発生した場合)

- PCR検査結果が陽性となった場合、本人より所属長に報告
- 所属長より所属部長（各総合支所長等）、人事課長、健康推進課長に連絡
- 施設管理担当課は、庁舎等への市民等の立入を制限し、状況に応じて一時閉鎖する。
  - ・一時閉鎖は本部長の指示により行う。
  - ・施設管理担当課は入口に文書を掲示し、市民へ庁舎等からの退出についてアナウンスするよう広報担当課へ依頼する。
  - ・ホームページ掲載（施設管理担当課が秘書広報課に依頼）
  - ・感染した市職員については、原則として、年代、性別及び所属部又は所属課を公表する（人事課）。
  - ・記者クラブへの投込み、マスコミ対応（人事課、健康推進課）
- 所属課は、健康推進課又は各総合支所保健福祉課と連携のうえ、保健所の積極的疫学調査の協力や感染予防対策等の専門的な対応に協力すること。
- 所属長は保健所と相談のうえ、濃厚接触者・高リスク者の自宅待機等を指示する。
- 保健所の助言に基づき、環境消毒等を実施し、市民等へ周知を図る。
  - ・環境消毒については、状況により市職員又は委託による消毒を検討する。
  - ・庁舎等の再開は本部長の指示により行う。
  - ・施設管理担当課は入口に開庁及び業務再開の文書を掲示する。
  - ・ホームページ掲載（施設管理担当課が秘書広報課に依頼）
  - ・記者クラブの投込は秘書広報課と調整（健康推進課）

- 業務再開の場合は優先順位を決め業務を縮小する等、業務継続計画（BCP）に基づき状況に応じて行うこと。
  
- 市庁舎、公共施設内等で勤務している指定管理者又は委託業者の職員についても、同様の取扱いとする。ただし、職員が感染した場合の公表は、指定管理者又は委託業者との協議による。